

秋田県医療審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

(議事録)

第3条 会長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、会長のほか、出席した委員のうちから会長が指名する2人の委員が署名押印しなければならない。

(部会)

第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- 一 医療計画部会
- 二 医療法人部会
- 三 看護部会
- 四 医療安全部会

2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。

3 部会の委員は、15人以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。

4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。

6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉部医務薬事課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。